

令和2年5月12日

小・中学校保護者様

幸手市教育委員会

令和2年度夏季休業日の期間変更について

日頃より、本市の教育に御理解と御協力をたまわり感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市内小中学校の休業を5月31日までとし、6月1日からの学校再開に向けて準備を進めているところでございます。

しかしながら、臨時休業の延長によって本来予定されている授業時数を確保することが難しい状況にあります。そこで、令和2年度夏季休業期間を下記のとおり変更し対応することとします。

保護者の皆様におかれましては、引き続き、御家庭におけるお子様の健康状態の把握とともに、家庭における学習について御配慮くださるようお願いいたします。

記

1 令和2年度夏季休業期間

令和2年8月8日（土）から令和2年8月19日（水）までの12日間

※1学期終業式は令和2年8月7日（金）

2学期始業式は令和2年8月20日（木）とします。

短縮授業等の対応については、後日連絡いたします。